

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則…

… (保健医療局保健政策部疾病対策課) …

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則… (同) …

告示

○都市計画の変更 (二件) …

… (都市整備局都市づくり政策部開発企画課・都市基盤部交通企画課) …

○市街地再開発組合の解散認可 … (都市整備局市街地整備部再開発課) …

○貸金業法第二十四条の六の六による告示 … (産業労働局金融部貸金業対策課) …

告示 (選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 …

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 …

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) …

告示 (公)

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞 …… 七

規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十八号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 (平成十二年東京都規則第九十四号) の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「被保険者証、組合員証又は加入者証 (以下「被保険者証等」を「被保険者、被扶養者、組合員又は加入者の資格に係る情報が確認できる書類 (以下「資格確認書等」に改め、同項第二号ト中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改め、同項第三号ホ中「特定疾病療養受療証 (以下「特定疾病療養受療証」を「特定疾病の療養が必要であることを確認できる書類 (以下「特定疾病療養確認書類」に改め、同項第六号ニ中「限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証 (以下「限度額適用認定証等」を「医療保険各法に基づき加入している医療保険 (以下単に「医療保険」という。) の自己負担限度額の適用区分が記載された書類 (以下「限度額適用区分確認書類」に改め、同号ホ中「高齢受給者証」を「医療保険の一部負担金の割合が記載された書類」に改め、同条第二項中「をいう。 」の下に「以下同じ。 」を加える。

第九条第二項中「特定疾病療養受療証」を「特定疾病療養確認書類」に改め、同条第三項中「限度額適用認定証等」を「限度額適用区分確認書類」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項に掲げる書類については、番号法第二十六条において準用する第二十二条第一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の確認ができる場合は提示を要しない。

第十三条第一項の表一の項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、同表二の項中「被保険者証等」を「資格確認書等」に、「特定疾病療養受療証」を「特定疾病療養確認書類」に改める。

別表第一中「特定疾病療養受療証」を「特定疾病療養確認書類」に改める。

別表第六医療費助成の額の欄中「医療保険者（介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が発行する限度額適用認定証等の所得額」を「医療保険の自己負担限度額」に、「医療保険者が発行する限度額適用認定証等の所得額」を「医療保険の自己負担限度額」に、「医療保険者が発行する高齢受給者証」及び「後期高齢者医療被保険者証」を「医療保険」に改める。

別記第一号様式中「（退職被保険者）」や「（後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持）」や「70歳以上又は後期高齢者医療制度に加入」及び「特定疾病療養受療証」や「特定疾病の療養が必要であることを確認できる書類」に改める。

別記第二号様式の二中

申請時住所	＝
-------	---

申請時住所	＝
医療保険の種類	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢

改める。

別記第二号様式の三中「（退職被保険者）」や「（後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持）」や「70歳以上又は後期高齢者医療制度に加入」に改める。

別記第二号様式の四から第二号様式の六までの規定中

申請時住所	＝
-------	---

申請時住所	＝
医療保険の種類	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢

改める。

別記第十号様式中「（退職被保険者）」や「（後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持）」や「70歳以上又は後期高齢者医療制度に加入」及び「健康保険証」や「医療保険の資格を確認できる書類」に改める。

別記第十七号様式中「必ず」や「（必ず）」「保険証（高齢受給者証の交付を受けている方は、保険証とともに高齢受給者証）」や「マイナンバーカード又は健康保険若しくは介護保険の資格を確認できる書類」及び「保険証の」や「医療保険の」に改める。

「(3) 後期高齢者医療又は高齢受給者証による医療の給付が受けられるようになったとき（なお、受給資格がなくなったときも手続が必要です。）。」

別記第二十号様式中「保険証（高齢受給者証の交付を受けている方は、保険証及び高齢受給者証）」や「マイナンバーカード又は医療保険の資格を確認できる書類」及び「後期高齢者医療又は高齢受給者証による医療の給付が受けられるようになったとき（受給資格がなくなったときも手続が必要です。）。」や「医療保険の種類や記号・番号が変わったとき」に改める。

別記第二十一号様式中「必ずこの」や「この」及び「保険証及び特定疾病療養受療証（高齢受給者証の交付を受けている方は、保険証及び特定疾病療養受療証とともに高齢受給者証）」や「マイナンバーカード又は医療保険の資格を確認できる書類」及び「保険証の」や「医療保険の」に改める。

「(3) 後期高齢者医療又は高齢受給者証による医療の給付が受けられるようになったとき（なお、受給資格がなくなったときも手続が必要です。）。」

「特定疾病療養受療証の変更手続」や「特定疾病の療養が必要である旨の手続」に改める。

別記第二十一号様式中「必ず」や「（必ず）」「保険証を」や「マイナンバーカード又は医療保険の資格を確認できる書類を」及び「保険証の」や「医療保険の」に改める。

別記第二十二号様式中「必ず」や「（必ず）」「保険証を」や「マイナンバーカード又は医療保険の資格を確認できる書類を」及び「保険証の」や「医療保険の」に改める。

「(3) 後期高齢者医療又は高齢受給者証による医療の給付が受けられるように

なったとき。

(4) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 後期高齢者医療又は高齢受給者証による医療の給付が受けられるようになったとき。

(4) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

限度額認定証の提示（支払時に提示があった場合のみ適用区分を記載）	入院 別 受診日数	左記のうち有効期間内の日数	1か月分の保険総点数（訪問看護ステーションの場合は総金額）	左記のうち有効期間内で、かつ特定医療に係る（訪問看護ステーションの場合は総金額）	窓口での患者負担額（注1）
			食事療養・生活療養標準負担額(注2)		

高額療養費制度の適用区分を記載（会計時にオンライン等で確認した場合）	入院 別 受診日数	左記のうち有効期間内の日数	1か月分の保険総点数（訪問看護ステーションの場合は総金額）	左記のうち有効期間内で、かつ特定医療に係る（訪問看護ステーションの場合は総金額）	窓口での患者負担額（注1）
			食事療養・生活療養標準負担額(注2)		

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

「(3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第5の階層区分が変更になったとき（満20歳未満の方を除く世帯全員について、市町村民税課税額を証明できる書類が必要です。）。」

限度額認定証の提示（支払時に提示があった場合のみ適用区分を記載）	入院 別 受診日数	左記のうち有効期間内の日数	1か月分の保険総点数（訪問看護ステーションの場合は総金額）	左記のうち有効期間内で、かつ特定医療に係る（訪問看護ステーションの場合は総金額）	窓口での患者負担額（注1）
			食事療養・生活療養標準負担額(注2)		

高額療養費制度の適用区分を記載（会計時にオンライン等で確認した場合）	入院 別 受診日数	左記のうち有効期間内の日数	1か月分の保険総点数（訪問看護ステーションの場合は総金額）	左記のうち有効期間内で、かつ特定医療に係る（訪問看護ステーションの場合は総金額）	窓口での患者負担額（注1）
			食事療養・生活療養標準負担額(注2)		

改める。

別記第三十五号様式中

限度額認定証の提示 （支払時に 提示があつた 場合のみ 適用区分を 記載）	入院 別	受診日数	左記のうち 有効期間 の有効日数	1か月分の保険 給点数 （訪問看護ステーションの場 合は総金額）	左記のうち有効 期間内で、かつ特 定医療に係る保 険点数 （訪問看護ステーションの場合 は金額）
--	---------	------	------------------------	---	---

を

に

高額療養費 制度の適用 区分を記載 （会計時に オンライン 等で確認し た場合）	入院 外来 別	受診日数	左記のうち 有効期間 の有効日数	1か月分の保険 給点数 （訪問看護ステーションの場 合は総金額）	左記のうち有効 期間内で、かつ公 費対象の保険点 数 （訪問看護ステーションの場合 は金額）
--	---------------	------	------------------------	---	---

改め、「・歯密3」を削る。

別記第三十八号様式(Ⅱ)及び第三十九号様式(Ⅱ)中「保険証、限度額適用認定証等」を「マイナンバーカード又は医療保険の資格（限度額の区分を含む。）を確認できる書類」に、「被保険者証」と「医療保険」に改める。

別記第四十号様式及び第四十号の二様式表中「被保険者証」を「医療保険」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百六十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「被保険者証等（医療保険各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者証（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百二十六条の規定による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証をいう。）」を「被保険者、被扶養者、組合員又は加入者の資格に係る情報が確認できる書類」に改め、同条第四項中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十四条に次の一項を加える。

- 2 前項に掲げる書類については、番号法第二十六条において準用する第二十二条第一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の確認ができる場合は提示を要しない。

別記第一号様式から第一号様式の三様式(表)までの規定中「（退職被保険者）」を削り、「後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持」や「70歳以上又は後期高齢者医療制度に加入」に改める。

別記第二号様式の二及び第二号様式の三中

申請時住所	〒	を
申請時住所	〒	に
医療保険の種類	生保・協保・協会・共済・日産・組合・共済・国保・後期高齢者医療保険	

改める。

別記第三号様式中「（退職被保険者）」を削り、「後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持」や「70歳以上又は後期高齢者医療制度に加入」に、「被保険者証、組合員証又は加入者証」や「医療保険の資格を確認できる書類」に改める。

を

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画都市再生特別地区
（池袋駅西口地区）
追加する部分
豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内

に

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）

●東京都告示第千四百四十四号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和六年十月二十三日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第八項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画都市高速鉄道の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画都

市高速鉄道

第四号線

変更する部分

本線

豊島区西池袋一丁目地内

第八号線

変更する部分

本線

豊島区西池袋一丁目地内

第十三号線

変更する部分

豊島区西池袋一丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）

●東京都告示第千四百四十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和六年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第千四百四十六号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項第一号の規定に基づき、次に掲げる貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないことを告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同号の規定により、当該貸金業者の登録を取り消すこととする。

令和六年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号又は名称

C r e z i t 株式会社

二 氏名（法人にあつては代表者氏名）

矢部 寿明

三 主たる営業所又は事務所の所在地

港区六本木七丁目十四番二十三号 ラウンドクロス六

本木五階 クロスオフィス六本木五二〇

四 登録番号

東京都知事(2)第三一七七〇号

五 登録年月日

令和四年十一月二十九日

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十一月十一日

東京都選挙管理委員会

二二一、二三八

●東京都選挙管理委員会告示第百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十一月十一日

東京都選挙管理委員会

一、五四五、二三五

●東京都選挙管理委員会告示第百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙

権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。		「法」という。）第11条第1項及び第4項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。	
令和六年十一月十一日		令和6年11月11日	
東京都選挙管理委員会		東京都公安委員会	
選挙区名	数	委員長	廣 道 明
記			
1	日時	1	
	令和6年11月19日（火曜日）	午前9時30分開始	
2	場所	2	
	千代田区霞が関二丁目1番1号	千代田区霞が関二丁目1番1号	
	警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場	警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場	
3	被聴聞者の住所及び氏名	3	
	江戸川区東葛西九丁目3番14—403号	江戸川区東葛西九丁目3番14—403号	
	吉橋 弘之	吉橋 弘之	

板橋区選挙区	146,260
練馬区選挙区	170,406
足立区選挙区	162,210
葛飾区選挙区	128,174
江戸川区選挙区	159,758
八王子市選挙区	145,611
立川市選挙区	51,936
武蔵野市選挙区	41,525
三鷹市選挙区	52,969
青梅市選挙区	37,109
府中市選挙区	72,491
昭島市選挙区	31,788
町田市選挙区	120,622
小金井市選挙区	34,557
小平市選挙区	53,924
日野市選挙区	52,540
西東京市選挙区	57,182
西多摩選挙区	68,211
南多摩選挙区	67,406
北多摩第一選挙区	85,768
北多摩第二選挙区	57,301
北多摩第三選挙区	90,113
北多摩第四選挙区	53,601
島部選挙区	6,625

告 示 (公)	
●東京都公安委員会告示第385号	
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下	

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051